

京都市教育長訓令甲第1号
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

京都市教育長 在田正秀

第5条中第17号を第18号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 博物館の登録等及び博物館に相当する施設の指定等に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)